



～解体改修工事の際に実施すべきこと～

# 石綿法規制改正の動向

# 主な石綿関連法規制

法令名	所 管	法律の目的	順守時期	管轄行政
大気汚染防法	環境省	環境・周辺住民保護	解体及び除去	自治体環境部署 (大気)
石綿障害予防規則	厚生労働省	労働者の保護	解体及び除去	労働基準監督署
廃棄物処理法	環境省	公衆衛生の向上	廃棄時	自治体環境部署 (廃棄物)
建築基準法	国土交通省	建物利用者の保護	把握、管理、 解体及び除去	自治体建築部署
建築リサイクル法	国土交通省	建築材料の分別解体と リサイクル推進	解体及び除去	自治体建築部署

# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. レベル3 建材の取り扱い（**規制対象に追加**、除去方法の変更）
2. 除去が完了したことの確認
3. 解体工事における事前調査結果の報告
4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
5. 事前調査記録の作成、掲示、**説明**
6. **直接罰の創設**

※青は大防法のみ該当

# 大防法及び石綿則の主な改正点

- 1. レベル3 建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）**
2. 除去が完了したことの確認
3. 解体工事における事前調査結果の報告
4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
5. 事前調査記録の作成、掲示、説明
6. 直接罰の創設

# 特定建築材料の範囲の拡大

大防法施行令第3条の3  
令和3年4月より適用

大気汚染防止法で定める特定建築材料の範囲

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材



吹付け石綿 **その他の石綿**  
を含有する建築材料

届出対象**特定工事**となり特定粉じん排出届出が必要

石綿を含む**全ての建築材料**が対象となる

吹付け石綿



吹付けパーミキュライト



配管保温材



折板断熱材



仕上塗材



吹付け石綿 レベル1

断熱材等 レベル2

レベル3

# 特定建築材料に該当する建築材料の例

	レベル	材料の区分	材料の具体例
届出対象特定工事建材	1	吹付け石綿	①吹付け石綿、②吹付けロックウール（乾式・湿式）、③ひる石吹付け材、④パーライト吹付け材
	2	石綿を含有する断熱材	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
		石綿を含有する保温材	①保温材、②けいそう土保温材、③パーライト保温材、④けい酸カルシウム保温材、⑤ひる石保温材、⑥水練り保温材
新規追加	3	石綿を含有する仕上塗材	建築用仕上塗材
		石綿含有成形板等	①成形板、②セメント管、③押出成形品

# 石綿含有成形品についての取り扱い

石綿則第6条の2 令和2年10月より適用

大防法施行規則第16条の4第6号 令和3年4月より適用

- 石綿含有成形品の除去工事は、切断・破砕等によらない方法で行うことが原則義務化 ⇒ 除去が困難な場合は湿潤化を行う
- 石綿が含有しているケイ酸カルシウム板第1種を、切断・破砕等を行う工事 ⇒ 作業場の隔離及び薬液等による湿潤化が必要



原形のまま取り外す例



湿潤化の例(散水)



作業の状況(養生内で湿潤化後手作業で除去)

写真は環境省資料  
より抜粋

# 仕上塗材除去時の取り扱い

石綿則第6条の3

大防法施行規則第16条の4第6号

令和3年4月より適用

- 施工時の工法による届出の区分けが廃止
- 電動工具（ディスクグラインダー等）を用いて除去する工事は作業場の隔離が必要
- 隔離と同等の以上の効果を有する措置（工法）を講じる場合は隔離は不要

吹付け工法



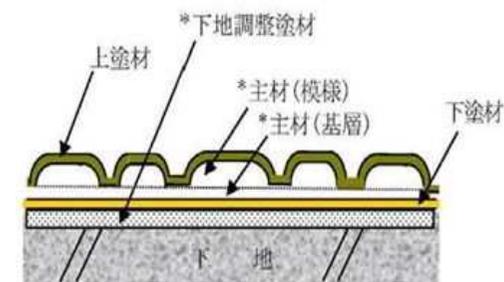
ローラー工法



電動工具



【複層仕上塗材：凹凸処理模様の例】



# 仕上塗材除去時の取り扱い

隔離と同等の以上の効果を有する措置  
(石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより)

石綿則第6条の3  
大防法施行規則第16条の4第6号  
令和3年4月より適用

- ① 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ② 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
- ③ 集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa以上）
- ④ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- ⑤ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
- ⑥ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑦ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
- ⑧ 剥離剤併用超高压水洗工法（100MPa以上）
- ⑨ 剥離剤併用超音波ケレン工法

集じん装置付き高圧水洗



手工具ケレン工法



# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. レベル3 建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）
- 2. 除去が完了したことの確認**
3. 解体工事における事前調査結果の報告
4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
5. 事前調査記録の作成、掲示、説明
6. 直接罰の創設

# 石綿含有品の除去工事後の確認

石綿則第6条の3  
大防法施行規則第16条の4第5号

令和3年4月より適用

- 除去工事が完了し作業場の隔離を解く前には、石綿等に関する知識を有する者による石綿の取り残しがないことの確認が義務化
- 除去が完了したことの確認は目視で可、分析確認は不要

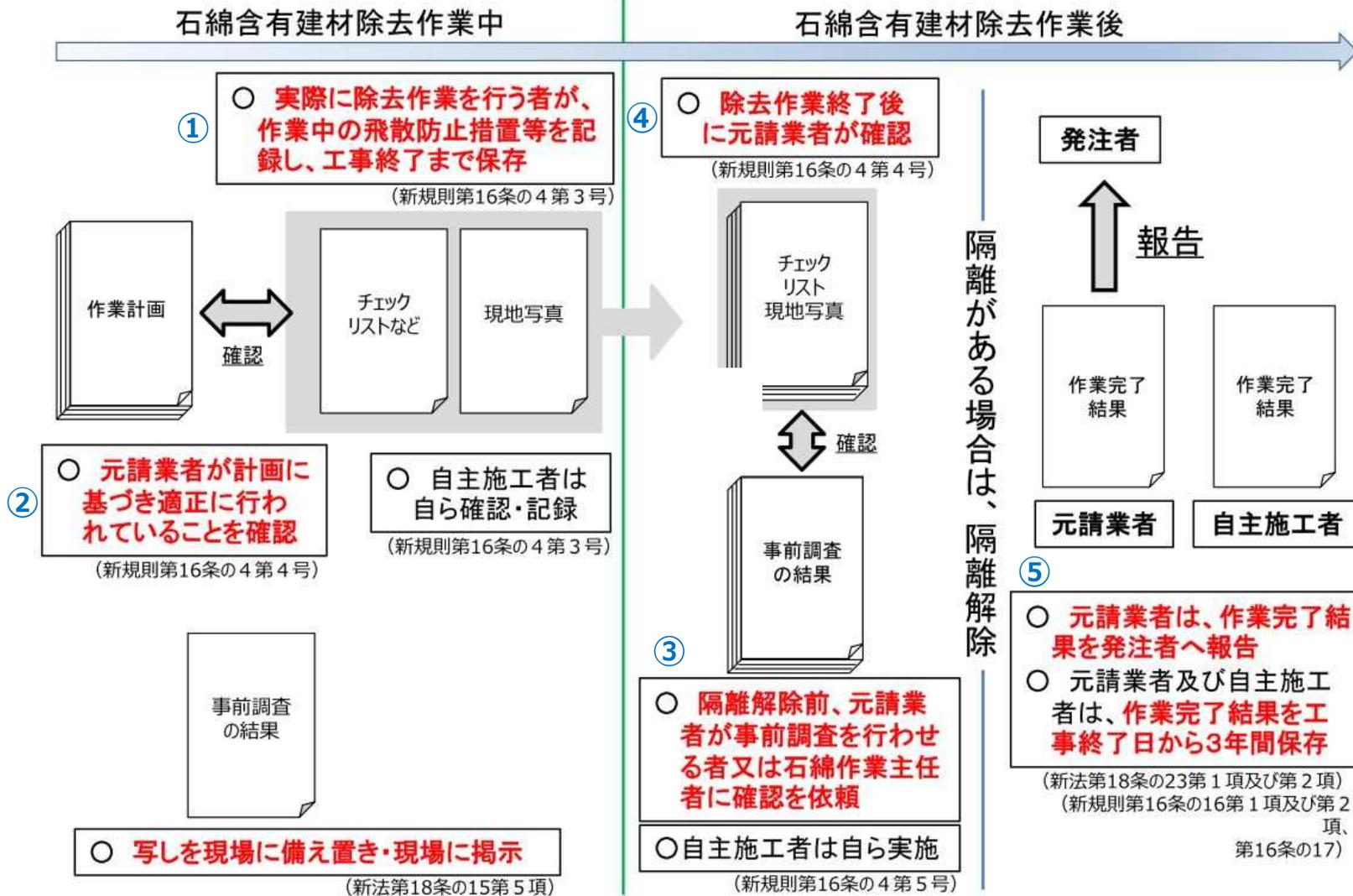
知識を有する者 ⇒ 建築物石綿含有建材調査者 又は 当該除去作業に係る石綿作業主任



写真は建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより

(参考) 石綿含有建材の除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ

環境省資料  
より抜粋



# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. レベル3 建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）
2. 除去が完了したことの確認
- 3. 解体工事における事前調査結果の報告**
4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
5. 事前調査記録の作成、掲示、説明
6. 直接罰の創設

# 事前調査結果の報告

令和4年4月より適用

石綿則第4条の二

大防法第18条の15第6項他

解体改修工事を行うときは、国が新たに整備する電子システムを使用して事前調査の結果等を労働基準監督署及び都道府県に報告



① 解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事



② 請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体工事  
③ 請負金額が100万円以上の建築物又は特定の工作物の改修工事時

- 同一事業者が2以上の契約に分割して請負場合 ⇒ 1つの契約で請け負ったものとみなす
- 同一工事を複数の事業者が請負っている場合 ⇒ 元請け事業者がまとめて届出

### 事前調査結果等報告（イメージ）

元方事業者に関する事項	事業者の名称			労働保険番号			事業者の住所			事業者の電話番号					
	作業場所の住所				工事の名称										
	工事の内容						建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦	年	月	日				
	建築物又は工作物の構造の概要				解体工事又は改修工事の実施期間			西暦	年	月	日	～	年	月	日
	解体作業を行う床面積の合計		m <sup>2</sup>		解体又は改修作業の請負金額		円		事前調査の終了年月日		西暦	年	月	日	
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。)	氏名			分析による調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名						
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称											

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負担隔離、②隔離(負担なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. レベル3 建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）
2. 除去が完了したことの確認
3. 解体工事における事前調査結果の報告
- 4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施**
5. 事前調査記録の作成、掲示、説明
6. 直接罰の創設

# 事前調査の資格要件（一定の知見を有する者）

令和5年10月1日より適用

令和2年厚労省告示第276号

令和2年環境省告示第76号

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に示す以下のもの



- ① 一般及び特定建築物石綿含有建材調査者
- ② 日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

- ① 一般及び特定建築物石綿含有建材調査者
- ② 日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者

※日本アスベスト調査診断協会に登録されている者 いわゆるアスベスト診断士とは異なります

# 分析調査の資格要件（一定の知見を有する者）

令和5年10月1日より適用

令和2年厚生労働省告示第277号

- 分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの



- ① 日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される 認定分析技術者
- ② 日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修」の修了者
- ③ 日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験合格者」及び「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. レベル3 建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）
2. 除去が完了したことの確認
3. 解体工事における事前調査結果の報告
4. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
- 5. 事前調査記録の作成、掲示、説明**
6. 直接罰の創設

# 事前調査に関する記録の作成

石綿則第3条7 令和3年4月より適用  
大防法施行規則第16条の4第5号

事前調査を実施した際は下記の事項の記録を作成し調査終了日から  
**3年間保存**が必要

- ① 事業者の名称、住所及び電話番号
- ② 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
- ③ 調査終了日
- ④ 着工日等
- ⑤ 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ⑥ 事前調査を行った部分
- ⑦ 事前調査の方法
- ⑧ ⑥における材料ごとの石綿使用の有無及び石綿が使用されていないと判断した判断の根拠
- ⑨ 事前調査を行った者の氏名及び一定の知見を有する者を証明する書類の写し
- ⑩ 建築物の構造上、目視による確認が困難な材料

No.	階数	部屋名	部位	一次調査 (書類調査)			二次調査 (現場調査)			診断	
				材料名	商品名他	メーカー名	建材名・気づき事項等	改修情報等	石綿の有無	判断根拠	石綿の有無
1	1	1-1 店舗	天井	-	-	-	木毛セメント板	-	無し	石綿含有建材に該当しないため	無し
2	1	1-1 店舗	壁	-	-	-	石膏ボードI	-	不明	集約建材の分析結果より	無し
3	1	1-1 店舗	床	-	-	-	コンクリート	-	無し	石綿含有建材に該当しないため	無し
4	1	1-1 店舗	巾木	-	-	-	無し	-	無し	施工なし	-
5			天井	-	-	-		-	不明		
6			壁	-	-	-		-	不明		
7	1	1-2 低温倉庫	床	-	-	-	ビニル床シート①	-	不明		
8	1	1-2 低温倉庫	巾木	-	-	-	ソフト巾木①	-	不明		
9	1	1-3 事務室	天井	-	-	-	石膏ボード①	-	不明	分析結果による	無し
10	1	1-3 事務室	壁	-	-	-	石膏ボードI	-	不明	分析結果による	無し
11	1	1-3 事務室	天井裏	-	-	-	小波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
12	1	1-3 事務室	天井裏	-	-	-	大波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
13	1	1-4 洗面所	天井	-	-	-	大波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
14	1	1-4 洗面所	天井	-	-	-	石膏ボード①	-	不明	集約建材の分析結果より	無し
15	1	1-4 洗面所	壁	-	-	-	ケイ酸カルシウム板I	-	不明	分析結果による	無し
16	1	1-4 洗面所	壁	-	-	-	サイディングボードI	-	不明	集約建材の分析結果より	無し
17	1	1-4 洗面所	床	-	-	-	コンクリート	-	無し	石綿含有建材に該当しないため	無し
18	1	1-4 洗面所	巾木	-	-	-	無し	-	無し	施工なし	-
19	1	1-4 洗面所	壁	-	-	-	小波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
20	1	1-5 男子便所	天井	-	-	-	石膏ボード①	-	不明	集約建材の分析結果より	無し
21	1	1-5 男子								事前調査を実施した部分（場所）における材料ごとの石綿使用の有無及び石綿が使用されていないと判断した判断の根拠	無し
22	1	1-5 男子									無し
23	外部	屋外 屋根									無し
24	外部	屋外 屋根	屋根	ガルバリウム鋼鉄	-	-	大波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
25	外部	屋外 庇	庇	ガルバリウム鋼鉄	-	-	小波スレート	-	有り	建材名称又は商品名より	有り
26	外部	屋外 外壁	壁	ガルバリウム鋼鉄	-	-	サイディングボードI	-	不明	集約建材の分析結果より	無し
27	外部	屋外 軒天	軒天	ケイカル板	-	-	ケイ酸カルシウム板①	-	不明	分析結果による	無し

調査を行った場所

調査を行った場所の材料

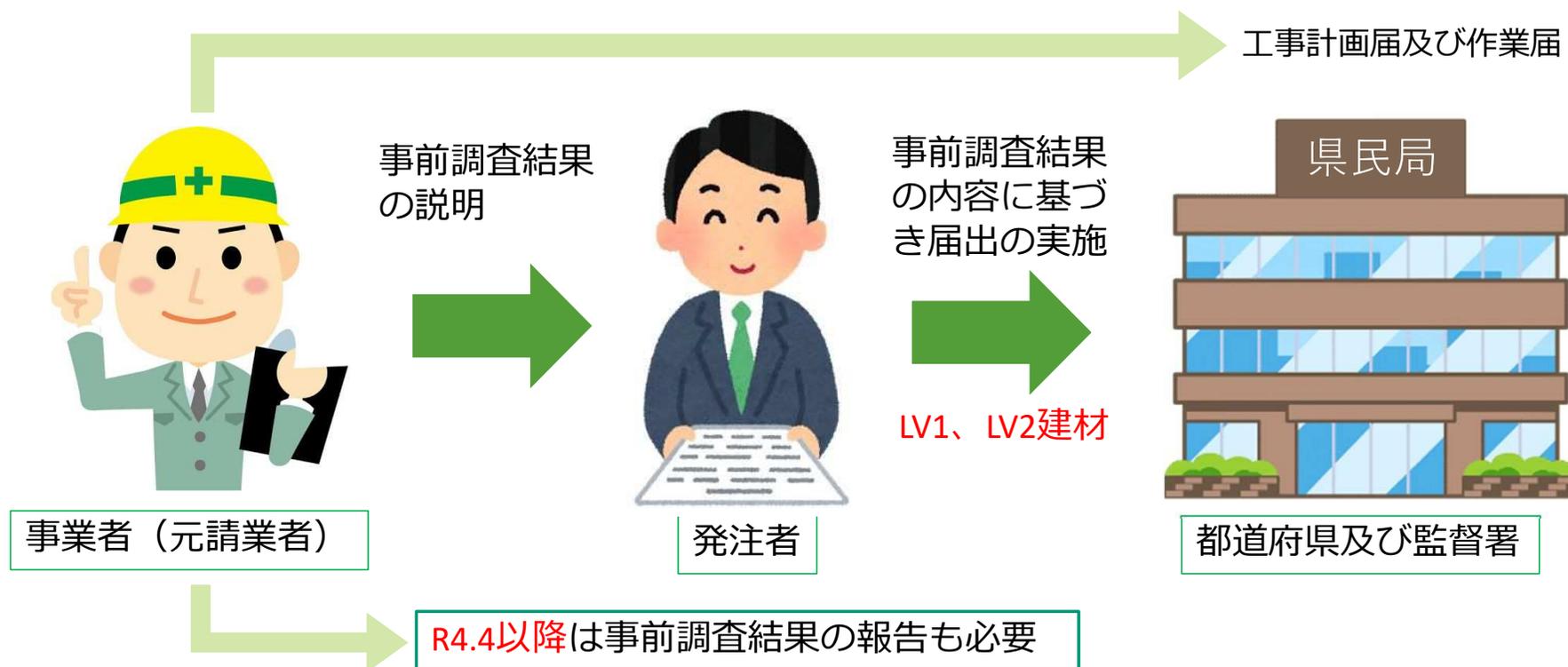
材料ごとの石綿の使用の有無及びその判断根拠

事前調査を実施した部分（場所）における材料ごとの石綿使用の有無及び石綿が使用されていないと判断した判断の根拠

# 事前調査の結果の説明

大防法第18条の15第3号 令和3年4月より適用

事業者は事前調査に関する記録を作成 ⇒ 発注者に対して説明することが必要



# 事前調査結果の掲示

石綿則第3条  
大防法施行規則第16条の9、10

令和3年4月より適用

## A 3用紙に相当する大きさ以上の掲示板を設置

長さ 42.0 センチメートル、幅 29.7 センチメートル以上

### ① 事前調査の結果

② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所

③ 法人にあつては、その代表者の氏名

④ 事前調査を終了した年月日

### ⑤ 事前調査の方法

⑥ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

- 「事前調査の結果」とは、石綿建材の有無や種類、施工場所等
- 「事前調査の方法」とは、調査を実施した場所及び実施した調査内容（書面・現地・分析）
- 当該掲示については、解体等の作業の開始から終了まで工事期間を通して行う

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出、大気汚染防止法第18条の17第1項及びひ環境の保全と創造に関する条例第57条の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及びひ環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき、適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施について、以下のとおり、お知らせします。

工事の名称：			
届出年月日	労働基準監督署	年 月 日	発注者または自主施工者
	神戸市 環境保全指導課	年 月 日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)：
事前調査終了年月日		年 月 日	

事前調査の方法



### 調査方法の概要(調査箇所)

【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査

【調査箇所】建築物全体(1階～4階)

※改修の場合は、改修を実施するために調査した箇所を記載する。

(例)1階機械室(改修工事対象場所)



### 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)

【石綿含有あり】

1階 機械室 吹き付け石綿 クリントイル

1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)

エレベーターシャフト 吹き付け石綿 クリントイル

【石綿含有なし】

1～4階 トイレ内PS 保温材

1～4階 床:ビニル床タイル、天井:フレキシブルボード 他

事前調査の結果



石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・囲い込み・封じ込め・その他	
排気装置・集じん	機種・型式・設置数		・分析を実施した者：
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)		
	使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)		
使用する資材及びその種類			その他事項
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法			調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す
備考：その他の条例等の届出年月日(ある場合は記載)			①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

# 大防法及び石綿則の主な改正点

1. 一定の知識を有する者による事前調査及び分析調査の実施
2. 解体工事における事前調査結果の報告
3. レベル3建材の取り扱い（規制対象に追加、除去方法の変更）
4. 除去が完了したことの確認
5. 事前調査記録の作成、掲示、説明
6. **直接罰の創設**

※青は大防法のみ該当

# 罰則規定

## 直接罰の罰則規定が制定

除去等の方法の義務違反

大気汚染防止法第34条3号

- 特定建築材料の除去等の方法を遵守しなかった

3月以下の懲役又は30万以下の罰金

令和3年4月より適用

事前調査結果の報告義務違反

大気汚染防止法第35条4号

- 事前調査結果を工事着手前までに報告しなかった
- 虚偽の報告を行った

30万以下の罰金

令和4年4月より適用

作業基準適合命令等違反

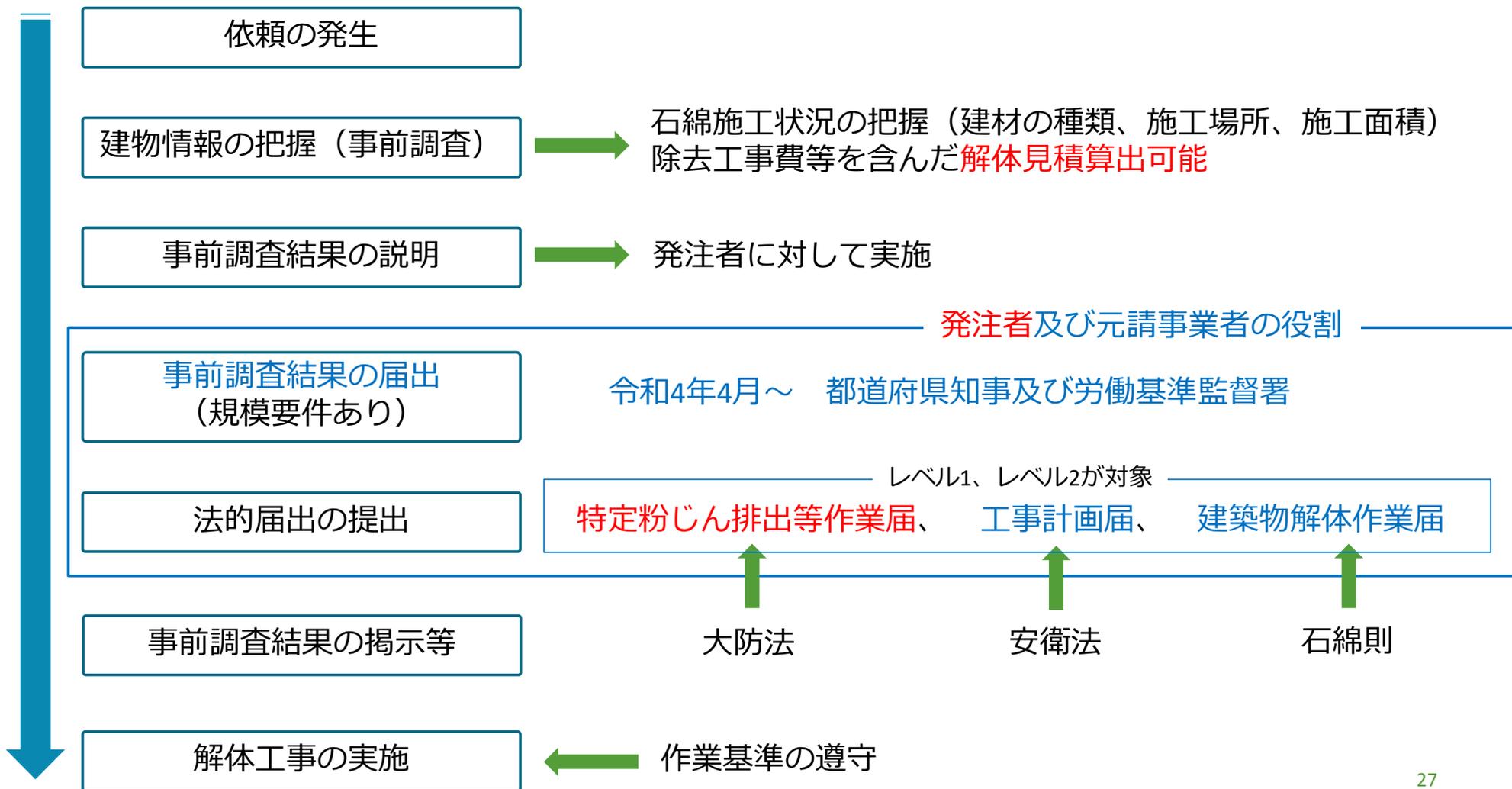
大気汚染防止法第33条2号

- 都道府県知事による作業基準遵守命令に違反した

6月以下の懲役又は50万以下の罰金

従前より

# 解体設計依頼時の流れ



# 事前調査の対象

- 解体・改修工事を行う際は、その規模の大小にかかわらず解体等に係る全ての材料について、事前調査が必要
- 事前調査の対象は「建築物」と「工作物」



**建築物**とは、全ての建築物をいい、ガス電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理設備等の建築設備を含むもの



**工作物**とは、「建築物」以外のものであって、通達で示されたもの

# 事前調査結果の報告対象工作物

環境大臣が定める工作物 R2環境省告示第77号

厚労大臣が定める工作物 R2厚生労働省告示第278号



反応槽、加熱炉



ボイラー及び圧力容器



焼却設備



煙突



配管設備



プラットホームの上家



トンネルの天井板



軽量盛土保護パネル



遮音壁



鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板



発電設備



変電設備



送電設備（ケーブル含む）



貯蔵設備



貯蔵設備

# 事前調査が不要な解体・改修作業

- 建築材料が、木材、金属、ガラス、畳などの建築物で手作業や電動工具で容易に取り外しが可能なもの



- 釘打ち固定など極めて軽微な作業（ただし石綿使用の可能性のある材室の壁にドリルで穴をあける作業は調査対象）



- 既存の塗装の除去を行わず新たに塗装を塗る作業
- 国土交通省及び経済産業省が石綿不使用と判断した工作物等



30

# 事前調査の方法

石綿則第3条2、3

大防法施行規則第16条の5 令和3年4月より

- ① 設計図書等の文書を確認する方法
- ② 現地にて目視により確認する方法
- ③ 解体等の対象建築物のすべての材料について実施
- ④ 使用されている建材のメーカーや製造年あるいは分析確認等で石綿有無を判定
- ⑤ 平成18年（2006）9月1日以後に設置の工事に着手した建築物は除く



図面調査



現地調査



石綿の有無が不明な場合



分析調査



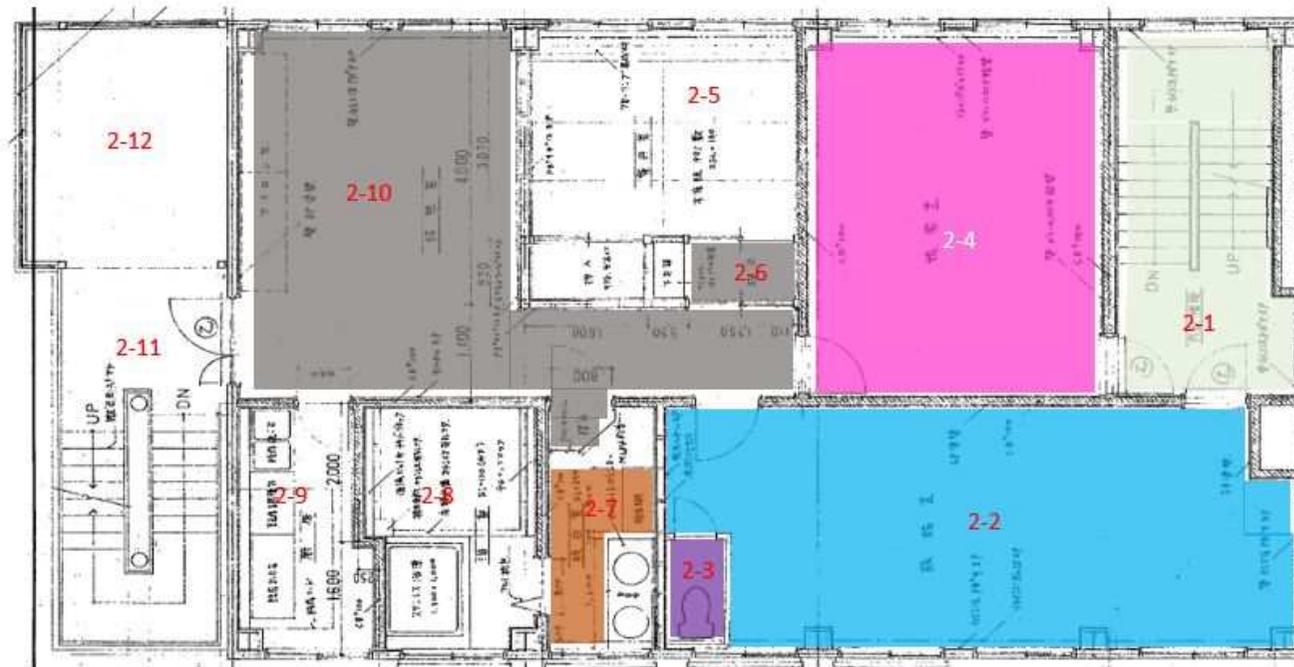
みなし

# 事前調査の結果

石綿施工状況の把握（建材の種類、施工場所、施工面積）  
除去工事費等を含んだ解体見積算出可能の根拠

〈石綿含有建材〉

建材種類	集約区分	建材種類	集約区分	建材種類	集約区分
ビニル床タイル①		ビニル床タイル②		ビニル床タイル③	
ビニル床シート①		ビニル床タイル④		クッションシート④	
クッションシート②		クッションシート③		クッションシート⑤	



# 解体・改修工事開始前の届出

※1 令和3年4月より

関係法令	何を	誰が	いつまでに	誰に	対象建材
安衛法第88条	工事計画届	事業者 (施行者)	作業の14日前までに	労働基準監督署長に	レベル1 レベル2 ※1
大気汚染防止第18条	特定粉じん排出等作業実施届出書	発注者	作業の14日前までに	都道府県知事等に	レベル1 レベル2
石綿障害予防規則第5条	建築物解体等作業届	事業者 (施行者)	作業前までに	労働基準監督署長に	レベル1 レベル2
建設リサイクル法第10条	分別解体等に関する届出※2	発注者	工事着手の7日前までに	都道府県知事等に	レベル1 レベル2 レベル3

作業開始日とは



作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置、足場の設置などの石綿の飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始の日

※2 分別解体等に関する届出は規模要件等あり



【例】1日に届出の場合は16日から作業が可能です。

## 石綿総合情報ポータルサイト



石綿対策は  
“みなさま”に関わる  
問題です